

坂祝小学校 「3つの心」

美しさを大切にする心
友だちを大切にする心
ねうちのある活動を大切にする心

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、すべての児童に関係する問題であり、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。児童に関わるすべての大人は、「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という意識をもち、「いじめをしない！させない！許さない！児童を育成する」という強い願いのもと、それぞれの役割と責任を自覚し、協力していじめ防止等に当たる。「いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである」ことを認識し、学校では、児童が安心できる望ましい人間関係を築くとともに、自他の生命を尊重し、倫理観や規範意識を向上させるよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組

いじめの未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができるように、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍し、仲間や教師の話をよく聞き、互いに助け合える関係を築くことである。

- (1) 学級経営の充実
- (2) わかる授業づくり
- (3) 生命や人権を大切にする指導
- (4) インターネット等を通じて行われる
いじめに対する対策の推進

3 いじめの早期発見・早期対応

早期発見の基本は、

- ① 児童のささいな変化に気づくこと
- ② 気づいた情報を確実に共有すること
- ③ (情報に基づき) 速やかに対応することである。

- (1) 児童の観察
- (2) 「お話を聞いて」アンケートの実施
- (3) 教育相談の実施
- (4) 教職員研修の充実
- (5) 情報の共有

4 いじめの防止等(未然防止、早期発見、対処)の対策のための組織

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、情報を共有し組織的に対応する必要がある。

- (1) 「教育相談・いじめ・不登校対策委員会」
- (2) 生徒指導交流

5 いじめの未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

(教育相談・いじめ・不登校対策委員会は必要に応じて随時行う)

6 いじめ問題発生時の対応

いじめが発見された場合は、特定の教職員で抱え込まず、「教育相談・いじめ・不登校委員会」で方針を確認し、速やかに事実確認や情報収集を組織的に行う。事実確認を明らかにし、いじめを受けた児童を守り通すとともに、本人や保護者に明らかになった事実を説明し、本人や保護者の意向を踏まえつつ、いじめた児童に指導する。

- (1) 「教育相談・いじめ・不登校対策委員会」の対応、指導
- (2) いじめが起きた集団の指導
- (3) 解決後の継続的な指導
- (4) 「重大事態」と判断されたときの対応

(作成：平成26年3月 HP 掲載版)